

LIBOR 公表停止に伴う当社の商品対応について

LIBOR 公表停止に伴う、当社の商品対応についてお知らせします。

1. LIBOR 公表停止の概要

LIBOR (London Interbank Offered Rate) とは、ロンドン市場での銀行間取引金利のことで、銀行間での取引の他、金融派生商品（デリバティブ）にも幅広く用いられています。

しかし、LIBOR は、2021年12月末（一部の米ドルテナーは2023年6月末）をもって公表が停止されることとなっており、LIBOR を参照する取引については、早期に、後継の参照金利への円滑な移行が求められています。

2. 対応内容

当社では、一部の米ドル建商品において、積立利率等の算出において、LIBOR を参照する米ドル金利スワップレートを指標金利として使用しています。

当該商品につき、2021年10月分以降の積立利率等の算出^{※1※2}において、指標金利として使用する米ドル金利スワップレートを、LIBOR を参照するものから SOFR (Secured Overnight Financing Rate) ^{※3}を参照するものに変更します。

| | |
|------------------------|---------------------------|
| 変更時期 | 2021年10月分の積立利率設定より |
| 米ドル金利スワップレートにおいて参照する金利 | (変更前) LIBOR (変更後) SOFR |

※1 2021年9月以前にご加入された契約についても、2021年10月以降に解約を行う場合には、市場価格調整用の積立利率は、変更後の指標金利を使用して算出されます。

※2 2021年9月以前にご加入された契約についても、2021年10月以降に積立利率保証期間の更新を行う場合には、更新後の積立利率は、変更後の指標金利を使用して算出されます。

※3 米国の中央銀行であるFRBの傘下のARRC（代替参照金利委員会）が後継の参照金利として推奨する金利。

本変更に伴い、指標金利として使用する米ドル金利スワップレートは、0.26%程度低い水準^{※4}となることが見込まれます。

ただし、積立利率等は、指標金利がそのまま適用されるものではなく、指標金利に約款に定める一定の範囲内で会社が定めた率を増減させることにより設定されます。積立利率等の設定において当該率を調整することにより、お客さまのご契約に影響を及ぼさないよう、対応することといたします。

なお、本変更に伴うお客さまによるお手続き等は必要ございません。

※4 ISDA (International Swaps and Derivatives Association) が定めるフォールバック過程で採用される米ドルLIBOR (3か月) とリスクフリーレートのスプレッドは、0.26161%と公表されている。

3. 対象となる米ドル建商品

| | 対象商品 | 対象契約 |
|---|---------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 通貨指定型個人年金保険 | 2018年4月～ (2018年3月以前のご契約は影響ありません) |
| 2 | 年金原資確定部分付変額個人年金保険(通貨指定型) | 2014年7月～ |
| 3 | 通貨指定型個人年金保険(16) | 2016年7月～2019年3月 |
| 4 | 積立利率変動型個人年金保険(19)(通貨指定型) | 2019年10月～ |
| 5 | 定期支払金付積立利率変動型終身保険(通貨指定型) | 2018年4月～ (2018年3月以前のご契約は影響ありません) |
| 6 | 積立利率変動型定額部分付変額終身保険(通貨指定型) | 2015年7月～ |
| 7 | 積立利率変動型終身保険(17)(通貨指定型) | 2017年8月～ |
| 8 | 生存給付金付養老保険(通貨指定型) | 2018年9月～ |
| 9 | 予定利率変動型外貨建終身保険(低解約返還金型) | 2019年7月～ |

* 上記以外の商品、指定通貨が米ドル以外の場合は、LIBOR公表停止に伴う影響はありません。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター **0120-876-126** (フリーダイヤル)

【営業時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始などの休日を除く)】

以上